

津別町行政改革大綱

平成12年9月策定

1. はじめに

- (1) 本町を取りまく行財政環境は、極めて厳しいものがあるが、地方行政に対する住民の期待に応えるために、自ら徹底した行財政改革に取り組み、社会情勢の変化や住民の多様なニーズに即応するため行財政改革を積極的に推進する。
- (2) 行政改革の推進にあたっては、行政サービスに十分留意しながら津別町行政改革推進委員会の答申内容を十分考慮するとともに、議会をはじめ町内関係機関等全町的な理解と協力が得られるよう努めるものとする。
- (3) 行政を担う職員は、最小の経費で最大の効果を上げるとともに常に社会情勢の同行を把握し、これらに対する問題意識と公務員としての自覚を持って積極的に行政改革に取り組み、効率的な行政運営に努めるものとする。
- (4) この大綱の推進については、平成12年度から概ね4年間に亘って実施するものとする。

2. 具体的方針

(1) 事務事業の見直し

- 1) 行政手続の簡素化、合理化を図るとともに、情報公開条例の制定により、町民の行政に対する理解と信頼を深めるための開かれた町政を推進する。
- 2) 行政の責任分野や経費負担のあり方について見直しを図る。
- 3) 民間委託については、業務内容により適当とするものについて推進を図る。

(2) 組織・機構関係

- 1) 小規模校の教育効果と学校運営面等、現況及び将来の動向を見極め、適正規模の検討を行う。
- 2) 機構の見直しについては、逐次検討し、経常的な物件費、管理費については、徹底した合理化と効率的執行に努め、経費の節減を図る。
- 3) 町民の町政への積極的な参加を得るため、各種委員の選任については公募制を導入し、女性委員の登用についても推進を図る。

(3) 外郭団体

- 1) 社会経済情勢の変化に対応しうる組織作りと、効率的な運営に向けた改善を図る
- 2) 土地開発公社の存続についての検討を行う。
- 3) 相生総合交流ターミナルの健全な運営に努め、地域の活性化を図る。

(4) 定員及び給与関係

- 1) 定数管理については、増員について抑制し、職種や部門にとらわれることなく事務事業の見直しや組織、機構の簡素合理化、民間委託、臨時職員の適性配置等を行い、定数管理の適正化に努める。
- 2) 給与については人事院準拠とし、時代背景を考慮した諸手当の見直しについて早急に検討する。
- 3) 職員の再任用制度の制定について検討する。

(5) 人材育成・確保関係

- 1) 効率的な行政運営と職員の能力開発等を推進するために、人材育成に関する基本計画を策定する。
- 2) 職場における実務研修や職員研修所等を有効的に活用し、総合的な人材育成に努める。
- 3) 地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法務的能力等の各種研修へ派遣し、職員の資質の向上を図る。
- 4) 各種ボランティアの活用を図るため、組織化を図り各種講習会等へ派遣させる。

(6) 行政の情報化等行政サービスの向上関係

- 1) 行政情報システムやネットワークの構築を進め、行政情報の電子化による共有化を図る。
- 2) 窓口等における対応の改善と庁内インフォメーションの設置により住民サービスに努める。
- 3) 広報公聴部門におけるインターネットの活用による行政情報の共有化と情報の発信を図る。
- 4) 公共施設の利用時間の改善や見直しを行い町民への利便性を図る。

(7) 公正の確保と透明性の向上関係

- 1) 情報公開条例の制定を行い、行政情報の公開と、各種委員会の公開に向けての検討を行う。
- 2) 住民が利用できるように庁舎ロビーにパソコンを配置し、行政情報や行政改革についての提供を行う。

- 3) 行政評価のため、検討委員会を設置しシステムの構築を図る。
- 4) 行政改革の推進については、毎年推進状況等について検証し、広報等を活用し、広く町民に分かりやすく公開する。
- 5) 住民の関心の高い公務員倫理に関して、早急に要綱等の整備を行う。
- 6) 津別町行政改革に関する情報については、インターネット等の活用を行い、提供できるよう検討する。

(8) 経費の節減合理化等財政の健全化計画

- 1) 経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化に努める。
- 2) 日帰り旅費等の廃止について内部検討を進め早急に実施する。
- 3) 非常勤特別職の費用弁償について見直しを図る。
- 4) 自主財源の確保を図るため公共施設の利用料の見直しを図る。
- 5) 町税の納入促進を図るため滞納整理や未納者との面談により徴収率向上に努める
- 6) 遊休資産を効率的に処分し、自主財源の確保に努める。

(9) 会館等公共施設関係

- 1) 施設の利用状況についてはインターネット等により情報の提供を行い、貸館申請事務等については電話等による処理について検討する。
- 2) 公共施設の管理運営について民間委託や、ボランティア組織との協力体制づくりについて検討する。

(10) 公共工事関係

- 1) 公共工事については、コスト軽減を考慮し、公平性、透明性に配慮して実施するように努める。
- 2) 公共工事の入札については一般公開し、入札結果についても公表することとし、議会及び関係委員会へ結果について報告する。
- 3) 公共事業の入札に係る資格審査については審査基準の見直しを行い適格な基準の設定について検討する。

(11) 広域行政関係

- 1) 北網広域圏組合の広域事務事業の見直しと、将来方向について模索検討する。
- 2) 介護保険導入に伴う認定業務の共同実施の継続を図る。
- 3) 広域事務組合の見直しと、消防行政の大型広域合併について検討する。
- 4) 市町村合併問題に係る調査研究の推進と、庁内検討会の設置を図る